

平成19年6月1日

小田原市監査委員 秋山 栄雄

小田原市監査委員 神戸 和男

小田原市監査委員 木村 信市

## 住民監査請求に係る監査の結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 （省略）

氏名 （Aほか16名省略）

#### 2 請求の要旨（原文のとおり）

1. 小澤良明小田原市長（以下小澤市長という）は平成18年度に株式会社山本理頭設計工場と「(仮称)城下町ホール」について、基本設計料金4515万円及び実施設計料金1億1235万円合計金1億5750万円とする設計契約を締結し、平成19年3月31日までにその全額の支払いをした。

2. 小澤市長は「(仮称)城下町ホール」について平成19年5月中に神奈川県企業庁と(仮称)城下町ホールの建設に関する協定（地域振興施設等整備事業実施の正式決定）を締結することとしている。

3. しかしながら、上記設計契約の締結、設計料全額の支払いおよび(仮称)城下町ホールの建設に関する協定（地域振興施設等整備事業実施の正式決定）の締結は全て違法である。

理由は以下のとおりである。

#### 4. 小田原市景観条例違反の疑い

(1) まず、小田原市の景観行政に関する主要な事項を時系列によって整理すると次のイ項乃至タ項記載のとおりであり、(仮称)城下町ホールの建設に係るエスキースコンペの実施に関する事項を整理すると同じく①項乃至⑧項のとおりである。

平成年月日	事 項
イ 元. 5. 30	都市景観形成モデル都市指定 (建設省)
ロ 4. 2. 28	景観形成モデル地区プラン策定 (幸田・三の丸地区)
ハ 5. 5. 31	小田原市都市景観条例 (旧) 制定 (告示)
ニ 6. 3. 1	同 (施行)
ホ 7. 12. 27	幸田・三の丸景観形成計画・基準策定 (指定)
へ 8. 1	<b>小田原市立三の丸小学校が完成した。</b> <b>小田原城のお堀をへだてた南西側に隣接し、景観形成重点地区であることから、瓦葺切妻屋根、漆喰調の白壁、格子窓の武家屋敷をイメージした外観であって、総工費34億円を要した。</b>
ト 8. 9. 11	幸田・三の丸景観形成計画・基準 (施行)
チ 9. 3. 31	国道1号・きらめき道づくり景観形成計画・基準策定 (指定)
リ 9. 4. 1	同 (施行)
ヌ 9. 12	<b>「都市景観大賞」受賞 (三の丸周辺地区)</b>
ル 10. 4	小田原城銅門が完成した。
ヲ 15. 12	小田原簡易裁判所合同庁舎が完成した。4階建ビルであるが、切妻屋根、白壁で、小田原城との調和をはかっている。
ワ 16. 6. 18	<b>景観法制定</b>
カ 16. 12. 17	<b>同法施行</b>
① 17. 10. 3	エスキースコンペ募集開始
② 17. 10. 14	エスキースコンペ質問提出期限
③ 17. 10. 21	エスキースコンペ参加表明書提出期限
④ 17. 11. 25	エスキースコンペ提案書提出期限

- ⑤ 17.12 上旬～下旬 エスキースコンペ1次審査結果の公表
- ⑥ 17.12.18 エスキースコンペ2次審査結果の公表
- ⑦ 17.12 下旬 エスキースコンペ選定結果の公表
- ヨ 17.12.16 小田原市景観条例 小田原市景観計画公布(告示第119号)
- ⑧ 17.12.22 「(仮称)城下町ホール」の設計最優秀賞が決まった。
- タ 18.2.1 小田原市景観条例 小田原市景観計画 (施行)

(2) 藤川眞行小田原市都市部長の「実効性が確保できる制度づくり 小田原市の景観条例・景観計画」と題する論文が株式会社学芸出版社平成18年9月11日発行、季刊まちづくり12 0610(21頁以下)に掲載された。

下記に主要な部分を引用する(引用に当り、一部を強調のためゴシックとし、図1《別紙1》および表2《別紙2》は拡大コピーとした)。

#### 『景観法体系への移行の考え方

国において景観法の制定・施行の動きがあったので、平成16年12月17日の景観法の施行と同時に神奈川県から景観行政団体の同意を受け、平成17年度当初から、都市景観審議会(会長:小林重敬横浜国立大学大学院教授、副会長:三邊夏雄横浜国立大学大学院教授)のご指導を頂きつつ、景観法を受けた新たな制度づくりの検討を精力的に行い、平成17年12月16日に、全市域を対象とするものとしては全国初めてとなる新たな小田原市景観条例及び小田原市景観計画を公布・策定し、本年(平成18年)2月1日から施行した。』

#### 『景観計画の概要

小田原市における新たな制度は、景観条例および景観計画から成り立っているが、理解の便宜のため、まず、景観法上、景観計画区域内の景観形成の方針、届出対象行為の審査基準等を定めることとなっている景観計画について、その概要を説明する。

##### (1) 地域区分(景観計画区域、景観計画重点区域)

景観計画の対象区域である景観計画区域については、旧都市景観条例に基づく大規模建築物等の建築行為の届出・指導に係る制度(市域全域が対象)

も強制力を有する景観法体系に取り込めるように、市域全域とした。このため、景観計画については、市の全域にわたる景観形成に関する基本的かつ総合的な計画となっている。

さらに、旧都市景観条例に基づく景観形成地区内における建築行為の届出・指導（原則としてすべての建築行為等が対象）を移行させるイメージで、景観計画重点区域という原則としてすべての建築物・工作物の建築行為の届出を義務づける区域を景観計画上位置づけた。

## (2) 景観形成の方針・基準（色彩基準を含む）

届出対象行為の審査に関しては、まず、実行性の前提となる強制力を確保するため、これは景観計画でなく景観法に基づく景観条例の規定事項であるが、届出対象行為のすべてを行政罰付きの命令が発動できる特定届出対象行為とした。

届出対象行為の審査基準については、景観計画の記載項目のうち、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の項目で記載することになっているが、申請者の異論を排して必要な場合には果断に行政罰付きの命令等が出せるようにするなど実効性を確保するため、全市域、景観計画重点区域（「小田原城周辺地区」および「小田原駅周辺地区」の2ヶ所）の三つに区分し、景観への影響が大きい行為を絞り込んで、できるだけ具体的・客観的基準として規定している。』

『なお、届出対象行為の審査基準の具体例として、例えば、景観計画重点区域の一つである小田原城周辺地区（図1）における「良好な景観の形成に関する方針」の項目および「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の項目は、表2のとおりである。』

(3) 図1によれば、(仮称)城下町ホール敷地の内、お堀端通りと接する部分間口約75m、奥行約10m、面積約750㎡（以下この部分を小田原城周辺土地部分という）は、小田原城周辺地区に含まれており、(仮称)城下町ホールの西側外壁を含む建物部分は、この小田原城周辺土地部分に建築される。

小田原市（告示第119号）「小田原市景観条例小田原市景観計画」第1章

景観計画の区域の「景観計画重点区域」に小田原城周辺地区および小田原駅周辺地区が「図2 景観計画重点区域」（注 本要請書別紙図1と同図）として図示されており、

「(備考) 1 建築物又は工作物の敷地が図2に示す基準線に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。

2 建築物又は工作物が景観計画重点区域」の内外にわたるばあいにおいては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。」

と規定されている。

したがって、(仮称)城下町ホールはその全体が「表2 景観形成の方針と行為の制限」に服する建造物である。

ところが、(仮称)城下町ホールは表2の「要素ごとの景観形成の方針」に列挙された「具体的・客観的基準」特に「低層部は、歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、陰影のある表情を作り出す」、「建築物および工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、無彩色やごく低彩度の色彩で構成されている小田原城および城址が美しく引き立つ景観を形成する」および「周囲の建築物や工作物と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、町並みとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。」との方針に明らかに違反している。

表2の(参考：上記のイメージ)掲載の画を見れば一目瞭然である。

- (4) また景観計画重点区域である小田原城周辺地区は第1種高度地区であり、建物の高さの制限は12mである。したがって、3項に記載した(備考)の2の規定によって第1種高度地区内にあるものとみなされる(仮称)城下町ホールの高さは12mを超えるのでこの制限に明らかに違反する。《別紙3》
- (5) 小沢市長は、(仮称)城下町ホールの「建物」の大部分の敷地は小田原城周辺地区外であるからかまわないと強弁するのだろうか。

仮に地区指定のいわゆる線引きがそうだとした場合、元来市域全域が景観計

画区域なのである。

(仮称)城下町ホールの敷地の小田原城側主要部分は、《別紙4》のとおり平成8年9月11日に施行された幸田・三の丸景観形成計画・基準による「幸田・三の丸景観形成地区」の区域に入っていたのである。歴史的に見ても、幸田地区は小田原城幸田門遺跡のある場所であり、三の丸地区は小田原城三の丸そのものであるから別紙1に表示された地域は本来**小田原城周辺地区**に指定されるべき地域なのである。

「この幸田・三の丸景観形成地区は、小田原駅とお城を結ぶ通りとして、また中心商店街として重要な位置にあります。このため、歴史と文化が感じられるとともに、人々がにぎわう通りとなるよう景観形成に取り組むものとされていた。

例え(仮称)城下町ホールの建物の大部分が**小田原城周辺地区外**を敷地としても小田原市としては(仮称)城下町ホールを表2の「**要素ごとの景観形成の方針**」に列挙された「**具体的・客観的基準**」に適合させ、さらに高さ制限に服させるべきは同基準等の制定者として当然である。

- (6) 平成8年1月に完成した**小田原市立三の丸小学校**が上記基準を充足しており、平成9年12月(三の丸周辺地区)「**都市景観大賞**」を受賞したこと、**小田原城周辺地区外**に平成15年12月完成した**小田原簡易裁判所合同庁舎**も上記基準に適合しているのに、この両建物に挟まれる(仮称)城下町ホールが上記基準を満たさぬばかりでなく、あたかも小田原城に対抗するかのような異質の景観を誇る建物であることなど到底許されない。

平成4年の旧報告書にも新市民会館について「地下利用し、高さ約15m、景観に配慮し高さを抑制する」旨記載されている。

小田原市が「**表2 景観形成の方針と行為の制限**」違反の(仮称)城下町ホールの建設を市民多数の反対を無視して強行するのは信じ難いことである。

- (7) 小田原市景観条例・小田原市景観計画は小田原市都市部の所管であり、(仮称)城下町ホールの建築は小田原市市民部の所管である。

2項に引用した藤川眞行小田原市都市部長の論文によると、「平成17年当

初から・・・景観法を受けた新たな制度づくりの検討を精力的に行い、平成17年12月16日に、・・・小田原市景観条例及び小田原市景観計画を公布・策定し、・・・」たという。

他方、平成17年度には、1項時系列表①項乃至⑧項のとおり、平成17年10月3日（仮称）城下町ホールのエスキースコンペ募集を開始し、平成17年12月22日設計最優秀賞が決定されたのである。

あるいは、早くから進行していた小澤市長の（仮称）城下町ホールの建設計画の障害となることを回避するために小田原城周辺地区の線引きをしたのだろうか。

(8) 三の丸地区のまちづくりに関する市民の意志にも注目しなければならない。

現在小田原市では住民主導で都市計画法所定の地区計画を持つ動きが活発化してきており、小田原市もそれを歓迎し支援している。

平成19年3月、城山3丁目の住民が、その住居地域について、建物の高さの制限を最高12mとする現在の小田原市の高度地区指定を不満として、独自の高さを10mに抑え、住宅敷地の最低面積を定めるなどの地区計画を策定した。小田原市はそれを認め、住民主導によるまちづくりのルール化の第一号モデルとなり、市内の他の地区でも同様の検討が、それぞれの住民間で始まっている（資料；読売新聞《別紙5》）。

平成19年、小田原市本町1丁目にマンション建設計画が持ち上がり、周辺住民が対策協議会を立ち上げ、「地区計画」の成立を目指す動きが出ている。住民が小田原市に相談をした際、市当局から地区計画制度を奨められたのである。

その地区計画の範囲は、三の丸地域から旧大久保家隅屋敷跡地にまで及び、まさに（仮称）城下町ホールに隣接する広大な地域である。旧大久保家隅屋敷跡地にまで、住民主導の地区計画が成立する可能性があるとするれば、その地区の「景観計画」は非常に重要であり、小澤市長は、景観条例に違反する（仮称）城下町ホールの建設はひとまず中止して住民主導の地区計画の成否をまち、（仮称）城下町ホールを含む三の丸地区について、景観計画を樹立すべきは当然である。

この点も、建設計画が景観条例と十分な整合性がとれていないとする理由の一つである。

(9) いずれにしても、(仮称)城下町ホールは小田原市景観条例・小田原市景観計画違反の疑いのきわめて強い建物であり、その建築主が小田原市でなければ、その是正について**行政罰付きの命令が発動できる**筈であって、神奈川県企業庁の「地域振興施設等整備事業」としての適格性を欠いている。

仮に神奈川県企業庁が小田原市と(仮称)城下町ホールの建設に関する協定(地域振興施設等整備事業実施の正式決定)を締結することとなると、小田原市の上記違反に手を貸すこととなる。

## 5. 資金計画

(1) 神奈川県企業庁の「地域振興施設等整備事業」によって(仮称)城下町ホールを建設する目的について、小田原市長は「財政負担の軽減と平準化を図るため」という。

(仮称)城下町ホールの建設、備品の調達、維持の費用等、必要資金の総額を積算把握し、これを小田原市の財政状況に位置づけて検討して始めてその軽減と平準化を検討することが可能となり、それが常態である。

しかし小田原市長はその作業を全く行っていない。これもまた小田原市民として信じ難いことである。

(2) 要するに、小田原市長は、何らかの理由によって、まず最初に(仮称)城下町ホールの建築、言い換えるといわゆるハコモノを建てる計画を樹て、さしあたって当初の建設費用の調達が小田原市の財政上不可能なので、神奈川県企業庁の「地域振興施設等整備事業」の利用を企図したのだと批判されてもやむを得ない。

(3) その結果神奈川県企業庁が(仮称)城下町ホール建設工事費及び建築業者の決定権を持ち、施工管理も神奈川県企業庁の権限となる。したがってこれらに関して本来小田原市、市議会、監査委員が有している権限を全て奪われ、ひい

て小田原市民は自治権を侵害される結果となる。

違法であることはいうまでもない。

## 6. 市民不在の計画

(1) 小田原市は、平成17年1月26日以降、神奈川県企業庁と打合せをしてきたとのことである。

小田原市の担当職員は、平成18年1月6日の打合せの際、「(仮称)城下町ホールは市民の待ち望んでいる施設であると認識している。」と説明し、同年11月22日には「2件のホール整備見直し等を求める陳情審査を行ったが、いずれも不採択となった」と説明した由である。

(2) 然し、(仮称)城下町ホールの建設については、現在なお小田原市民の反対意見が根強く、小田原のまちづくりを考える市民協議会は、平成19年3月19日小田原市長に対し、(仮称)城下町ホール計画の見直しを求める要望書を提出した。

その要望の主旨および理由は、別添「要望書」のとおりであるから、その記載内容を本件措置請求の理由としてすべて引用する。

(3) 「地域振興施設等整備事業実施方針」の(審査基準)第6の「(1)施設等の整備の必要性又は緊急性」につき、「地域振興施設等整備事業実施方針の運用について」の「第6(審査基準)について」に「(1)の必要性又は緊急性とは、その施設等整備が市町村の総合計画として位置づけられ、市町村施策、かつ、住民ニーズとしてもその実施が急がれているものをいう」とされている。

(4) 然し遺憾ながら(仮称)城下町ホールについては、「市町村の総合計画として位置づけられ」ておらず、「市町村施策、かつ、住民ニーズとしてもその実施が急がれて」もいないのである。

その理由は別添「要望書」に詳述した。

(5) よって(仮称)城下町ホールの建設は神奈川県企業庁の「地域振興施設等整備事業」とする適格性を欠いている。

## 7. 結論

以上のとおりであるから1項記載の(仮称)城下町ホールの設計契約の締結、基本設計料および実施設計料の支払いならびに2項記載の神奈川県企業庁との(仮称)城下町ホールの建設に関する協定(地域振興施設等整備事業実施の正式決定)の締結は、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条および第4条の2に違反する。

よって是正さるべきである。

(以上、原文のとおり記載した。また、別紙1から4の証明資料は記載を省略した。)

## 第2 監査の実施

### 1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成19年4月17日にこれを受理した。

### 2 監査対象事項

次の事項について監査対象とした。

(1) 小田原市が株式会社山本理頭設計工場と締結した(仮称)城下町ホールの建設に関する基本設計及び実施設計に関する契約に関する事項

(2) 小田原市が神奈川県と締結する(仮称)城下町ホールの建設に関する協定に関する事項

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年4月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人のうち草山昭、鈴木博晶、鈴木志眞夫及び杉山実から小田原市職員措置請求書陳述要旨及び資料を交えて陳述がなされた。

(小田原市職員措置請求書陳述要旨及び資料は記載を省略した。)

(2) 平成19年5月9日に、草山昭ほか10名の連署をもって、小田原市職員措置請求書補充書が提出された。

(小田原市職員措置請求書補充書は記載を省略した。)

#### 4 監査対象部及び陳述

市民部及び都市部を監査対象とし、平成19年4月25日に市民部長、市民部次長、市民部文化交流課長、都市部景観担当課長ほか関係職員から陳述の聴取を行った。

### 第3 監査の結果

本件請求について、請求人のうち、高田喜好、根岸祐子の請求は却下し、その余の請求人の請求について監査を実施した。

#### 理由

請求人のうち、高田喜好、根岸祐子は、小田原市の市民とは認められないので、同人らの請求は不相当である。よって、同人らの請求は却下する。

#### 1 事実関係の確認

関係部課に対する職員調査等から確認した事実関係は、以下のとおりである。

(1) (仮称)城下町ホールの基本設計に係る委託契約は、小田原市と株式会社山本理頭設計工場との間で、契約金額を4,515万円として、平成18年1月27日に締結されており、同年5月31日までに委託業務が完了している。また、同年7月31日までにその代金の全額が支払い済みである。

(2) (仮称)城下町ホールの実施設計に係る委託契約は、小田原市と株式会社山本理頭設計工場との間で、契約金額1億1,235万円として、平成18年9月1日に締結されており、平成19年3月30日までに委託業務が完了している。また、同年5月24日までにその代金の全額が支払い済みである。

(3) (仮称)城下町ホールの現時点における計画内容は、前述の実施設計に係る委

託契約の成果物のとおりである。

- (4) 小田原市の総合計画「ビジョン21おだわら後期基本計画」においては、「おだわらルネッサンス10」の中に「感性きらめく小田原文化」の取り組む施策として、また、基本構想「文化創造都市」における「感性豊かな心をはぐくむ市民文化」の計画として、それぞれ（仮称）城下町ホールの整備計画が位置付けられている。

## 2 監査委員の判断

### (1) 請求人の主張について

請求人は、本件の請求を行う目的として、（仮称）城下町ホールの設計契約の締結、基本設計料及び実施設計料の支払い並びに神奈川県企業庁との（仮称）城下町ホールの建設に関する協定の締結は、法第2条第14項、地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）第4条及び第4条の2に違反しているので、これを是正するため、と主張している。

まず、第1として、（仮称）城下町ホールの設計又はその建設が小田原市景観計画（平成17年12月16日告示第119号）に規定された「良好な景観の形成に関する方針」に明らかに違反していると主張している。

小田原市景観計画は、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条第1項の規定に基づいて定められた景観計画であり、これに定められた「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」については、同法第16条及び第17条等の規定により、一定の建築物の建築等、工作物の建設等その他の行為についての景観行政団体の長に対する届出制度及び景観計画に定められた行為の制限に適合しない行為に関する勧告、命令等の制度が設けられている。また、同法第16条第5項によれば、その届出を行うべきものが国の機関又は地方公共団体である場合にあっては、届出に代えて景観行政団体の長に対して行為の計画を通知しなければならないこととされ、通知された行為については、勧告、命令等に代えて、必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議

を求めることができるとされている。

請求人は、「景観計画重点区域における景観形成」の中の小田原城周辺地区の景観形成の目標・方針に係る「要素ごとの景観形成の方針」、特に、

ア 低層部では、歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、陰影のある表情を作り出す。

イ 建築物及び工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、無彩色やごく低彩度色の色彩で構成されている小田原城及び城址が美しく引き立つ景観を形成する。

ウ 周囲の建築物や工作物と色相や明度、彩度をそろえるなど、周囲との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。といった方針に明らかに違反していると主張している。

当該計画は、小田原市景観条例（平成17年12月16日条例第42号。以下「景観条例」という。）第19条で定める景観評価員の意見を参考にして、景観形成に配慮して設計されたものであり、（仮称）城下町ホールの実施設計の図書を参考にこれらの事項の検討を行ったが、当監査委員が調査した結果、実施設計について景観計画に適合しない事項は、認められない。

なお、このような景観計画に対する適合性に関する審査は、本来、前述のように景観法及び景観条例に基づく届出又は通知により、今後、同法所定の手続きの下で行われるべきのものである。

第2として、（仮称）城下町ホールの建設予定地が、小田原市景観計画において景観計画重点区域を示す図2の（備考）の規定により、小田原城周辺地区内にあるものとみなされる土地であるから、都市計画の高度地区において建築物の高さの最高限度を31メートルと定めた第4種高度地区内に区分されるこの土地について、当該規定を準用又は類推適用することなどにより、建築物の高さの最高限度を12メートルと定められた第1種高度地区内にある土地であるとみなされると解すべきであり、これにより（仮称）城下町ホールは、建築物の高さの制限に明らかに違反すると主張している。

しかしながら、景観法に基づく景観計画区域に関する景観計画における考え方

が、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく高度地区に関する都市計画についても適用されるということは、特段の法令等の定めがある場合は別として、そうでなければ、請求人の主張は到底認めることはできない。

次に、高さ制限については、都市計画法に基づき、小田原都市計画高度地区が決定（平成17年6月15日）されており、各区域については、用途地域と連動している。

この高度地区の指定については、お堀端通り（市道0003）の中心を境として、西側については第1種高度地区とし用途地域としては第一種中高層住宅専用地域と指定し、東側については第4種高度地区とし用途地域としては商業地域に指定されている。

したがって（仮称）城下町ホールの敷地は、第4種高度地区内の商業地域にあり、その制限内容としては、高さの最高限度が31メートルで、建築物の各部分の高さについて当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に15メートルを加えたもの以下とする形態制限が指定されており、本計画の建築物の高さは、この制限の範囲内であり、請求人が主張する高さ制限に違反するとは認められない。

第3として、（仮称）城下町ホールの建設予定地の周辺に、住民主導による地区計画が成立する可能性があるとするれば、その成否を待つべきであると主張している。

このような事項は、請求人の私見であって、これに対して当監査委員が意見を述べる立場でない。

第4として、景観条例・景観計画違反の疑いのきわめて強い建物であり、是正について行政罰付きの命令が発動できる筈であり、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業として建設に関する協定を締結することは、適格性を欠いていると主張している。

この是正についての勧告、命令等が発動できるのは、小田原市景観計画の「行為の制限」に違反した場合のみであり、当該計画は「行為の制限」における色彩の基準に適合されるよう計画されているものであり、前述のとおりである。

第5に、資金計画として、「財政負担の軽減と平準化を図るため」の建設費等の比較検討等を全く行ってないと主張している。

(仮称)城下町ホール整備事業は、小田原市の総合計画「ビジョン21おだわら後期基本計画」に位置付けられ、その実施計画において、設計費、用地取得費、施設建設費、備品購入費等の整備費用及び今後の管理運営費用を計上しているところである。

神奈川県企業庁による事業化にあたっては、償還金を含めた20年間の支払い金額の総額で起債事業の場合と比較を行い、約5億円低減できる試算を行っており、財政負担の軽減と平準化ができる小田原市に有利な事業方式を採用している。これらのことから長期的財政運営に沿ったものと判断できる。したがって、比較検討を行っていないとは認められない。

第6として、(仮称)城下町ホールの建設工事費、建築業者の決定権、施工管理についても神奈川県企業庁の権限となり、小田原市、市議会等が有している権限が全て奪われ、市民は自治権を侵害される結果となり、違法であると主張している。

(仮称)城下町ホールの建設が神奈川県の地域振興施設等整備事業を活用することにより、この建設が原則的に神奈川県に委ねられることとなったとしても、それは当該事業に係る協定の締結といった契約の効果であって、小田原市等有している権限が全て奪われ、小田原市民の自治権が侵害されるといった性質のものであるとは認められない。

第7として、市の総合計画に位置付けられておらず、市の施策、かつ、市民ニーズとしてもその実施が急がれていないので、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業とする適格性を欠いていると主張している。

この総合計画への位置付けについては、「事実関係の確認」に記述したとおり、小田原市の総合計画に位置付けられている。

市民ニーズとしてその実施が急がれていないと主張しているが、平成18年12月に三団体から「建設促進を要望する陳情書」が提出され、小田原市議会総務民生常任委員会でこの陳情を採択していることなどから、請求人が主張するよ

うに市民ニーズとしてその実施が急がれていないとはいえない。

また、平成19年度予算において債務負担行為を設定し、平成19年3月に開催された小田原市議会予算特別委員会を経て、小田原市議会の議決を得ているものである。

## (2) 結論

以上のとおり（仮称）城下町ホールの設計契約の締結、基本設計料及び実施設計料の支払い並びに今後、神奈川県企業庁と建設に関する協定の締結を行うことは、是正されるべきであるとの請求人の主張には理由がないと判断した。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。